# 産業振興基本条例(仮称)意見募集

### 市で は、 産 業振 興 0 基 本 条例制定にあ かたり、 骨子

本条例 を 産業 進行 するため 振 8 不安 この ています 念を定め 興 位 0 ける 振 条例 へなどに 置 基 仮 興 制 景気の 一づけ 業振 本 団 称)] 定するものです。 は、 る 体 理 対応対応 などを 念や 興ビジョンの 産 世 0) 市 業振 策定 化 界 Ļ 民 事 明 規 ゃ • 業 確に 市 産 雇 を 興 模 者 策 業 用 進 基 0 で

> まとめる予定です。 見を募集します。 案を公表 たご意見を踏まえ、 . の声 を反映するため、 Ļ 市 民 いただ のみなさ 条例

### 資料の閲覧場所

各支所 ①商工課、 市 分 前 役所 土 8時30分~午後 基盤産業課 日を除く) 農務課 | 階市 民 コ およ 5 時 び

1

]

ナ

]

文化会館、 (3) 女性青少年会館 市 ||図書館| ビ 煥章 しッグ アリ 館

れる予定です。

心でき、

耳

由

[な方

手話 11

通

や要 不自

女約筆記 希望さ

本会議

はどなたでも

傍

後

画

5

24日までの会期

で

開

か

で

平成21年第

1

П

を 意 11

### ●役割の分担 市の役割

に位置づけます。)

●目的

基本理念

①産業振興ビジョンに基 づく施策の実施

することを目的とします。

- ②事業者の取組みへの 積極的な支援と環境 づくり
- ③ネットワークの構築

産業振興団体の役割

③市と協力しての積極的

な産業施策の実施

①組織の強化

②事業者の支援

### 極参加と協力 市民の協力

事業者の役割

①自助努力と経営革新

④消費生活の安定と安

⑤産業振興団体への加

入と市や産業振興団

体が行う事業への積

②地域住民との調和

全確保への配慮

③生活環境の保全

 市が行う取組みへの 理解

※産業振興団体とは…商工観光関連団体、農林畜産業関連団体、そ の他経済活動に関わる団体

各施設 月2日(月) 閲覧 市 ホ の開館時 •  $\Delta$ 意見提出期 了 31 日 ペ 1 間 ジ (火) 間 市 民

を

行 は

ます

O訳 0

で、

事

前 だご

連

絡

ネット L

端末でもご

13 た 1

7

61

る

無料

イ

ン 覧

タ

たけます

(4)

②積極的な協力

産業振興基本条例(仮称)の骨子(案)

産業の振興に関する基本理念などを定めることに

より、産業基盤の安定、強化、まちの活力の増進を

図り、地域経済の活性化及び市民生活の向上に寄与

①事業者自らの創意工夫及び自助努力を尊重

③事業者、産業振興団体、市民及び市の協働

市は基本理念に基づき、将来における市内産業の

あるべき姿を想定した産業振興ビジョンを策定しま

す。(任意計画であった産業振興ビジョンを制度的

②豊かで特色ある地域資源の活用

●産業振興ビジョンの策定

期日	内 容	場所
2日(月)	本会議	議場
9日(月)	本会議(一般質問)	議場
10日(火)	本会議(一般質問)	議場
11日(水)	本会議(一般質問)	議場
12日(木)	本会議(一般質問)	議場
	議会運営委員会(本会議終了後)	全員協議会室
13日(金)	総務企画委員会	第一委員会室
	福祉保健委員会	第二委員会室
16日(月)	文教経済委員会	第一委員会室
	基盤整備委員会	第二委員会室
17日(火)	予算特別委員会	全員協議会室
18日(水)	予算特別委員会	全員協議会室
19日(木)	予算特別委員会	全員協議会室
24日(火)	本会議	議場

※開会時間はいずれも午前9時30分からです。

ケー また、 議 0) 様 ブ 子 ル を テ 中 レ 1 ビ 継 4 で、 1 7 本 ジ

ださい れる方は

市 ホ  $\sim$ 

> 合先 議会事務局

35 3152

## ま वे

議会定例会が3月2日 高山 市 か ます。

**※** い 市 た さらに 土 は、 ただけます 配 一役所・ 信 日を除く 録 を開 画 市 各支 ī ホ 催 1 た 所  $\exists$ か 内 A らご 13 0 **√**° 容 設 3 ] 録 置  $\exists$